

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 高津川流域の減災に係る取組について

## 令和元年度 第1回協議会

令和元年5月30日

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 益田市、島根県、松江地方気象台、  
国土交通省中国地方整備局 〕

(1) 平成30年度の実施状況

(2) 水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画への対応について

(3) 令和元年度の実施予定

(4) 今後のスケジュール

## (1) 平成30年度の実施状況

# 「平成30年度 高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」開催概要

87中国

浜田河川国道河川事務所

## 【概要】

6月1日に平成30年度協議会を開催し、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応、平成29年度の実施状況報告、平成30年度の実施予定、今後のスケジュールについて協議会に諮った。その結果、協議会構成員の賛同を頂くとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組みを推進していくことを確認した。

## 【決定事項】

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応(地域の取組方針の見直し)
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく高津川流域の減災に係る取組の推進

## 【主な発言】

- ・島根県土木部長(代):樋門の無動力化について具体的な数字(例えば、サイズなど)で教えていただきたい。
- ・事務局:2m四方の大きさまでが対象と考える。
- ・浜田河川国道事務所長:中学校で実施する防災体験学習の内容を教えていただきたい。
- ・益田市:具体の取組内容は今から検討する。
- ・益田市長:危機管理型水位計の観測方法と死活監視について教えていただきたい。
- ・事務局:設置水位以上になると10分毎に計測する。死活監視とは、一定の時間間隔でデータ送信し、動作確認することである。

開催日:平成30年6月1日(金)

場所:益田市民学習センター 202会議室

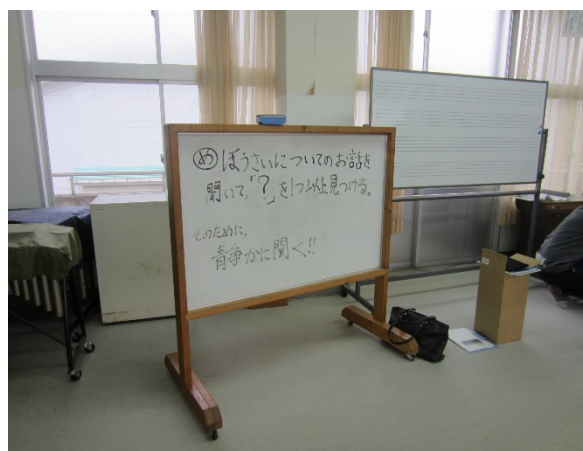
参加機関:益田市、島根県、松江地方気象台、浜田河川国道事務所



平成30年度高津川水系減災対策協議会の状況

## ■ 小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実

○吉田小学校において、防災に関する出前講座を行った。



○防災気象情報の改善(平成30年度実施)

# 気象庁ホームページ「今後の雨」

「解析雨量・降水短時間予報」ページを「**今後の雨(降水短時間予報)**」ページにリニューアルしました。

URL : <https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/>



## パソコン・タブレット

ホーム > 防災情報 > 今後の雨(降水短時間予報)

動画速度(速い) (速い) 雨 危険度分布

今後の雨(降水短時間予報)

動画速度 動画範囲: 60時間前~15時間後

2018年05月31日19時40分までの1時間降水量(予想)

見たい地域に自由に移動し、拡大や縮小もできるようになりました

「高解像度降水ナウキャスト」や「危険度分布」とコンテンツの切り替えができるようになりました

過去の実況から**15時間先の予報**まで見たい時刻に自由に移動できるようになりました

## スマートフォン

スマートフォンでも見やすくなりました

位置情報取得機能により自分のいる地域を自動で取得できます

位置情報取得機能により自分のいる地域を自動で取得できます

■水防活動の効率化及び水防体制の強化

■水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて水防専門家を講師とした講習会を実施

○島根県建設技術センターにおいて、防災研修会を行った。

防災研修会の実施（島根県・松江地方気象台）

新聞広報（考える県政）による情報発信（島根県）



## 大雨による災害に備えましょう

水害や土砂災害は、いつでも起きるかわかりません。日頃から防災情報に注意し、いざというときに備えましょう。

**危険な予兆を察知しましょう**

このほかにも

- ・地鳴りがする
- ・わき水が増える、止まる
- ・川の水位が上がる、下がる など

川や井戸の水が濁る 小石が落ちてくる

### どのように行動すればいいの？

市町村からテレビやラジオ、防災行政無線を通じて、次の情報が発令されたら、とるべき避難行動をとりましょう。

- 避難準備・高齢者等避難開始 高齢者や障がいのある方など避難に時間がかかる人は、避難を開始しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
- 避難勧告 速やかに避難場所へ避難しましょう。
- 避難指示（緊急） 直ちに避難場所へ避難しましょう。土壌が危険な状況であれば、自宅の2階以上、または近隣のより安全な場所へ移動しましょう。このほかの情報が発表されていても、身の危険を感じたら避難を開始しましょう。

**非常備蓄品を準備しましょう**

ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、非常食、水、医薬品、貴重品、生活用品等

道路や川の状況（土石・陥没・橋梁の損傷など）を見つけたときは「知らせましょう」でお知らせください。知らせる際は、安全を確保した人が、スマートフォン等で写真撮影し、撮影した場所を正確に伝えられるようにしてください。災害発生時の安全のため、必ずお守りください。

問い合わせ先：土木部建設課 TEL0852-52-4312

防災情報の総合ページです。

- ・ハザードマップ（災害の危険箇所や避難場所などを確認できます）
- ・気象情報等
- ・土砂災害情報
- ・雨量・水位情報
- ・道路規制情報

◆しまね防災メール  
防災情報をメールでお知らせします。

【登録方法】

1. 登録メールを送信  
social-share@pref.shimane.jp宛に宛メールを送信。  
（おのれコードからメールを送れます）
2. 配信希望情報等を選択  
3月30日に登録メールが届くので、配信希望情報の上、お好みのURLから配信希望情報を選択する。

問い合わせ先

|               |            |              |
|---------------|------------|--------------|
| 防災に関すること      | 防災部防災危機管理課 | 0852-22-5885 |
| 水害や河川に関すること   | 土木部河川課     | 0852-22-5529 |
| 土砂災害や砂防に関すること | 土木部砂防課     | 0852-22-6261 |
| 農地防災に関すること    | 農林水産部農地整備課 | 0852-22-5145 |
| 山岳に関すること      | 農林水産部森林整備課 | 0852-22-5172 |

日時 平成30年5月25日(金) 13:15~16:15  
 場所 島根県建設技術センター 2階研修室  
 内容 水防法の概要（河川課）  
 平成30年度島根県水防計画（河川課）  
 島根県の気象と防災気象情報の利活用（松江地方気象台）

■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、  
洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付

この度、更新したハザードマップは、各種災害（洪水・土砂災害・地震・津波）に対する備え対処方法等の災害時に役立つ情報をまとめた防災ガイドと、各種災害が発生した場合における危険箇所等をまとめたハザードマップとして構成されています。

**益田市防災ハザードマップ（防災ガイド&マップ）**

- ・ 平成31年3月完成
- ・ 令和元年5月全戸配布予定



表紙

### 水害から身を守る

河川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まった場合は、河川を管理する国や県、其僚庁が共同で、水位や防災に関する情報を発表します。市は、この情報を基盤として、雨の降り方などを総合的に判断した上で避難行動等の避難に関する情報を発表します。

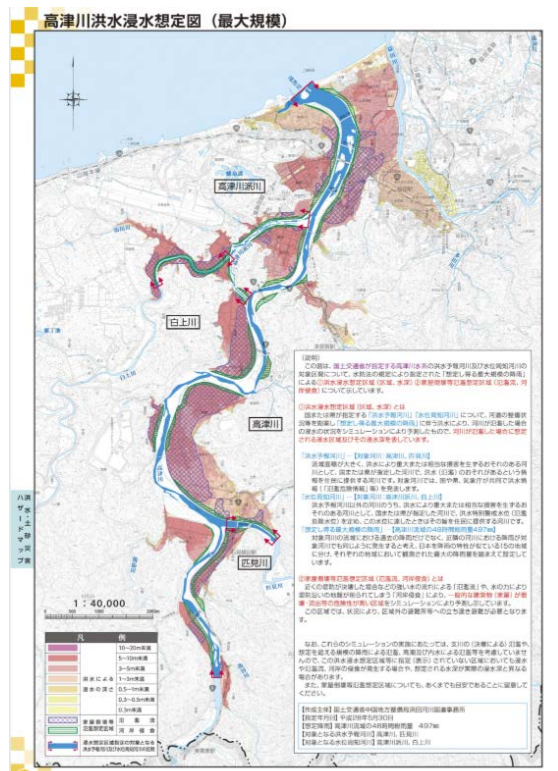
◆ 避難情報の種類と避難行動及び水位と洪水予報の関係

| 水害の種類 | 避難情報の種類       | 避難行動   | 水位と洪水予報  |
|-------|---------------|--|--|
| 洪水    | 避難指示(緊急)      | 避難指示(緊急)が発令された場合は、避難指示(緊急)に従って避難行動を行う。避難指示(緊急)が発令された場合は、避難指示(緊急)に従って避難行動を行う。                     | 避難指示(緊急)が発令された場合は、避難指示(緊急)に従って避難行動を行う。           |
| 洪水    | 避難勧告          | 避難勧告が発令された場合は、避難勧告に従って避難行動を行う。避難勧告が発令された場合は、避難勧告に従って避難行動を行う。                                     | 避難勧告が発令された場合は、避難勧告に従って避難行動を行う。                   |
| 洪水    | 避難準備・高齢者等避難開始 | 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難準備・高齢者等避難開始に従って避難行動を行う。避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難準備・高齢者等避難開始に従って避難行動を行う。 | 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難準備・高齢者等避難開始に従って避難行動を行う。 |

◆ 洪水予報の発表基準

| 洪水予報       | 発表基準  | 避難行動          |
|------------|-------|---------------|
| 洪水予報(洪水予報) | 4.00m | 避難指示(緊急)      |
| 洪水予報(洪水予報) | 3.50m | 避難勧告          |
| 洪水予報(洪水予報) | 3.00m | 避難準備・高齢者等避難開始 |
| 洪水予報(洪水予報) | 2.50m | 避難指示(緊急)      |
| 洪水予報(洪水予報) | 2.00m | 避難勧告          |
| 洪水予報(洪水予報) | 1.50m | 避難準備・高齢者等避難開始 |

防災ガイド一部抜粋



ハザードマップ（高津川最大降雨）



# 防災教育や防災知識の普及

## ■ 小中学校などと連携した高津川（下流）水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実

防災教育：県立益田養護学校、益田中学校、吉田小学校（資料提供のみ）

防災講座：市職員、益田法人会、益田市連合婦人会、  
グループホーム連絡会、吉田地区連合自治会、  
安富自治会（Mランドと合同避難訓練） など

### 防災教育

養護学校→



←益田中学校

### 防災講座

グループ →  
ホーム連絡会



←安富自治会  
（Mランド）

## ■ 水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて

## 水防専門家を講師とした講習会を実施

○避難訓練に向けた事前学習会および避難訓練を実施した。

### 益田市防災訓練



参加者整列



水防訓練の様子



救助訓練の様子

**1.日時** 平成30年10月27日(土) 8:00~11:10 天候:くもり場所

**2.場所** 北仙道地区振興センター

### 3.参加者

益田市、益田広域消防本部、益田市消防団、益田警察署、中国管区警察局島根県情報通信部機動通信課、国交省、県砂防課、益田市社会福祉協議会、赤十字ボランティア、益田管工事業センター、NTT西日本島根支部、北仙道地区自治会の皆様

計334名

**4.訓練シナリオ協力** 松江地方気象台

### 5.実施内容

大雨による土砂災害

1部訓練 情報伝達訓練、避難訓練、ボランティアセンター設営・運営訓練

2部訓練 水防訓練、救助訓練

3部訓練 炊出訓練、消火訓練、給水訓練、災害伝言サービス、避難所設営、救急法救命救急訓練、災害パネル展示、土砂災害発生メカニズム実演、降雨体験機

## ■市町庁舎の水害時における対応について業務継続計画の策定

○非常用電源は災害対策本部の機能等を3日間維持できる容量を確保（電気・通信・空調）

### 耐水化及び非常用電源等

#### ■耐水化の状況

耐水化のため非常用電源等を設備棟の2階へ整備



#### ■非常用電源等の状況

自家発電機



燃料タンク



## (2) 水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画 への対応について

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

- 国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」をとりまとめました。

## 緊急行動計画とは

- 国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 平成29年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

## 緊急行動計画における主な取組

- ①水防法に基づく協議会の設置
  - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
  - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ②水害タイムラインの作成促進
  - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③要配慮者理用施設における避難体制構築への支援
  - ・平成29年度中で関係機関が連携して全国3地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
  - ・平成33年度までに対象の要配慮者理用施設で避難確保計画の作成。避難訓練の実施

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

## (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

## (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設

- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

## (3) 被害軽減の取組

### ① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

## (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

## (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

## (6) 減災・防災に関する国の支援

# 地域の取組方針

○協議会規約改正（法定化）とあわせ、既存の取組方針の見直しを行うものである。

平成27年12月11日、関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

※江の川水系(下流)では、平成28年7月4日に協議会を設立、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく江の川(下流)流域の減災に係る取組方針を平成28年10月11日に策定し、関係者が協力して減災に努めているところ



平成29年6月20日、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」をとりまとめた



「地域の取組方針」は、新たに策定するものではなく、既存の内容確認・見直しを行うもの



「地域の取組方針」をとりまとめ、関係者が協力して実施予定。

### (3) 令和元年度の実施予定



# ①多機関連携型タイムラインの検討

**タイムライン**とは、住民の命を守る、さらに経済被害を最小化することを目的に、「いつ」、「何を」、「誰が」の3つの要素を、防災に係わる組織が連携し、災害に対するそれぞれの役割や対応行動を定めたもの

## タイムラインを構成する3つの要素

- 「いつ」 ⇒ 行動時刻：主な災害の発生時点から逆算した時間帯（例えば、台風を対象に、上陸する時間から逆算）
- 「何を」 ⇒ 防災行動：事前に伴う防災行動内容（予め調整し決める）
- 「誰が」 ⇒ 防災機関や組織または住民（個人）

## タイムラインの効果

- 防災対応の漏れ・抜け・落ちの防止
- 先を見越した早めの行動が可能
- 防災関係機関の相互の役割の明確化
- 顔の見える関係を作る事が出来る
- ふりかえりを行う事が出来る

「避難勧告着目型タイムライン」との違いは次ページ

いつ (TLレベル)

誰が・誰と (機関)

何を・どうやって (項目)

# ①の補足：避難勧告着目型タイムラインと多機関連携型タイムラインの違い

## 避難勧告着目型タイムライン

市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、河川管理者、市町村、住民が行う避難に関する防災行動を整理した**避難勧告着目型タイムライン**

河川管理者、市町村、住民

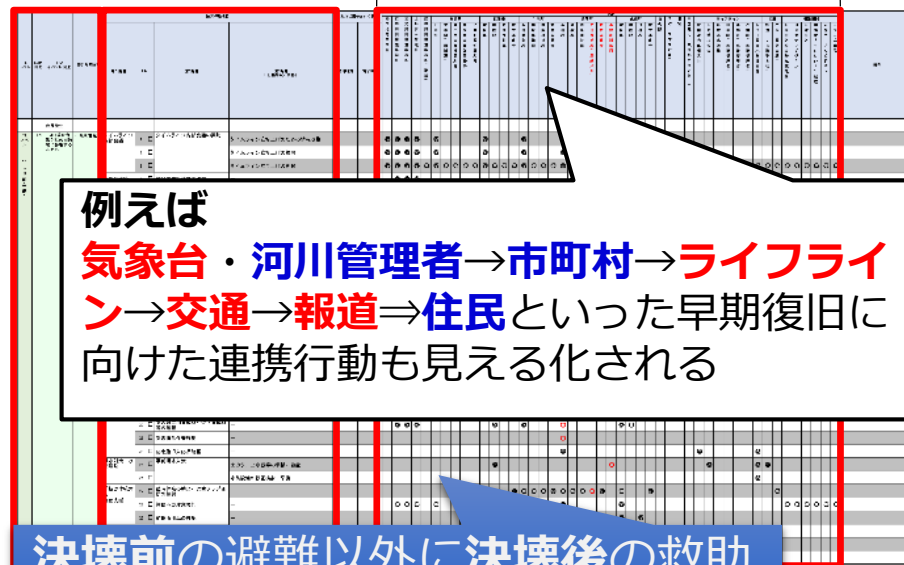


主に決壊前の河川管理者→市町村→住民の避難に関する行動に着目

## 多機関連携型タイムライン

河川管理者、市町村だけでなく、公共交通事業者やライフライン、マスコミ等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位に防災行動を整理した**多機関連携型タイムライン**

河川管理者、市町村、住民、公共交通事業者、ライフライン、自衛隊、消防、・・・マスコミ等



決壊前の避難以外に決壊後の救助や復旧などに関する行動にも着目

# ②防災教育の促進（減災に係る取組支援ツールの検討）

## 防災教育用資料の検討

目的：教育関係者と連携した防災教育の促進・強化

- ①防災教育資料、指導計画の作成
- ②実授業のフォローアップ

### 指導計画とは

わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画

### 社会「自然災害を防ぐ」の授業の流れ

- ①水害が起きている地区を見てみよう
- ②被害があったところの地図と写真を見てみよう
- ③どうして安全にらせているのかな？
- ④国や地域では水害から人々を守るために、どのような取り組みが行われているだろう
- ⑤水害から身を守るために地域の住民は何ができるだろう
- ⑥まとめ

水害のときはどうなる？



教員が防災の授業で活用できる防災教育資料を提供



## 個人向け防災計画作成支援ツールの検討

目的：住民が主体的な行動をとるため防災計画支援

- ①マイハザードマップ&マイタイムラインガイド
- ②洪水被害映像（ショートムービー）

マイハザードマップとは  
危険箇所をマップに記入し、安全に避難するルートを示した図（自分のためのマップ）



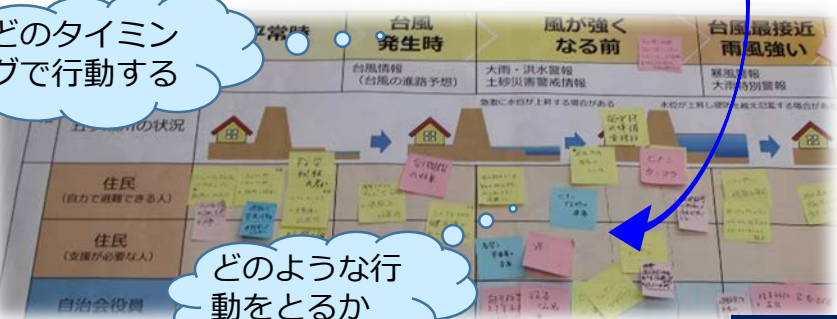
危険箇所をマップに記入



マイタイムラインとは  
自分でいつどのような行動をとるかを示した図（自分のための行動計画）



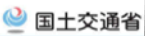
どのタイミングで行動するか



どのような行動をとるか

# ②の補足：緊急行動計画における防災教育の位置づけ

## 緊急行動計画への防災教育の位置付け



大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について  
 ~社会意識の変革による「水防災意識社会の再構築に向けて~(平成27年12月 答申) 抜粋

5. 速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策
- (1) 円滑かつ迅速な避難の実現
  - (2) 的確な水防活動の推進
  - (3) 水害リスクを踏まえた土地利用の推進
  - (4) 「危機管理型ハード対策」とソフト対策の一体的・計画的な推進
  - (5) 技術研究開発の推進

中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について(平成29年1月 答申) 抜粋

6. 2 実施すべき対策
- 6. 2. 1 関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進
  - 6. 2. 2 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保
  - 6. 2. 3 河川管理施設の効果の確実な発現
  - 6. 2. 4 関係機関と連携した適切な土地利用の促進
  - 6. 2. 5 重点化・効率化による治水対策の促進
  - 6. 2. 6 災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

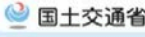
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月) 抜粋

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ③ 円滑かつ迅速な避難に資する

防災教育の促進



## 緊急行動計画における防災教育の取組



○平成27年12月、平成29年1月の両答申を踏まえ、概ね5年で取り組むべき各種取組を「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ、その中で**防災教育の促進が位置づけられた。**

防災教育の促進が位置づけられた

○大規模氾濫減災協議会において、防災教育に関する支援を実施する小中学校を教育関係者等と連携して決定し、**指導計画(わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画)の作成支援等に着手。**

※1協議会で1学校以上で実施

○平成30年度末までに、国の支援により作成した**指導計画**等を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の**全ての学校に共有**する予定。



伊豆の国市長岡南小学校における授業の様子

スケジュール

| 平成28年度                  | 平成29年度  | 平成30年度   | 平成31年度         | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------------------|---|--|----------------|--------|--------|
| 28校において指導計画の作成支援を先行して実施 | 大規模氾濫減災協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援 | 国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有 | 引き続き防災教育の実施を支援 |        |        |
| 学習指導要領改訂 平成29年3月31日     | (平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)  | (平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)                   |                |        |        |

## 小学校学習指導要領等の改訂について



改訂の経緯と今後のスケジュール

- 平成29年3月 新学習指導要領の公示
- 平成32年度 小学校全面実施予定

地域で起こりうる災害を想定 自分たちができることを考えさせる

小学校学習指導要領等の改訂のポイント

- 自然災害に関する内容が充実(「書き」は学習指導要領より抜粋)
- (小学校社会)
    - ・「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害のなかから、過去に県内で発生したものを**選択して**取り上げる」
    - ・「県庁や市役所の動きなどを中心に**取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保**などの動き、自衛隊などの**国の関係機関との関わりを取り上げる**こと」
    - ・「**地域で起こり得る災害を想定**し、日頃から必要な備えをするなど、**自分たちができることなどを考えたり選択・判断**したりできるよう配慮すること」
  - (小学校理科)
    - ・「天気、川、土地などの指導にあたっては、**災害に関する基礎的な理解**が図られるようにすること」

河川教育に関連する単元の改訂

- ・小学校理科第4学年に**新単元「雨水の行方と地面の様子」**が追加
- 「**主体的・対話的で深い学び**」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現(アクティブラーニングの視点)や**教科等横断的な学習の充実**などが盛り込まれた。

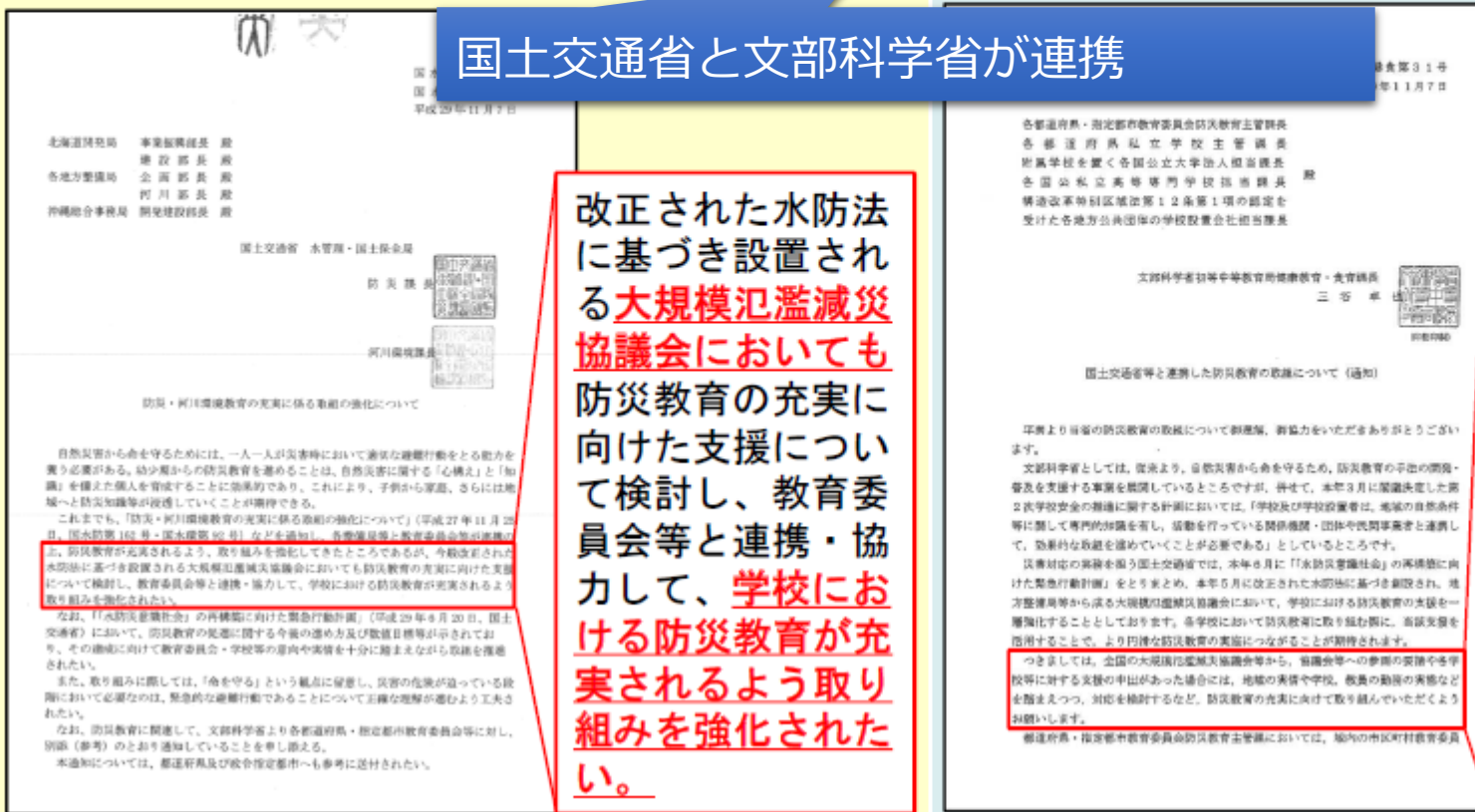
# ②の補足：国土交通省と文部科学省が連携 防災教育の取組強化

○国土交通省と文部科学省が連携し、各地方整備局等及び教育委員会等に対し、大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた取組強化が図られるよう通知文を发出。

■ 国土交通省水管理・国土保全局防災課長及び河川環境課長から北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局へ通知  
【国水防第173号、国水環第57号 平成29年11月7日】

■ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から各都道府県・指定都市教育委員会等へ通知（県教育委員会等から域内の市区町村教育委員会等にも周知）  
【29初健食第31号 平成29年11月7日】

## 国土交通省と文部科学省が連携



改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、**学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化された**い。

全国の大規模氾濫減災対策協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、**地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただくようお願い**します。



## ④排水計画（案）の検討

### ●排水計画（案）の検討イメージ

#### ➤氾濫特性等の把握

浸水深や浸水継続時間・重要施設等の把握、ポンプ車等の配置検討に必要な箇所<sup>①</sup>の整理 等

#### ➤排水施設（排水ポンプ車が中心になると想定）等の配置検討

ルート検討、設置場所、待機箇所、留意事項等の検討 等

#### ➤その他必要事項

## ⑤民間企業における水害対応版BCP策定を推進するための情報提供

### ●水害対応版BCPの検討イメージ

#### ➤水害に関する情報提供

民間企業がBCPを策定する際に参考となる情報を提供する（浸水深や浸水継続時間等）

# ⑥ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成に対する支援策

## 計画作成の手引きの充実

- H29水防法改正を踏まえ、ひな方等を備えた手引きを作成
- 災害種別毎に別々に作成されていた手引きを統合(H31)
- 多様な種別の施設が利用者の属性等に適した計画を作成できるよう様々な施設における計画作成の課題を抽出(H31)



## 実効性の高い計画作成の支援

- **計画点検用マニュアルを作成**  
厚生労働省と連携し、施設を所管する自治体が水防法・土砂災害防止法の観点から避難確保計画を点検できるように点検用マニュアルを作成
- **計画作成の事例集を作成**  
関係行政機関と施設職員等が水害リスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画を連携して作成する取組をモデル地域で実施し、事例集としてその知見を全国に展開

| 計画点検項目       | チェック項目              | チェック結果 |
|--------------|---------------------|--------|
| 1. 避難計画の作成状況 | 避難計画が作成されているか       | ○      |
| 2. 避難計画の更新状況 | 避難計画が最新の状況で更新されているか | ○      |
| 3. 避難計画の点検状況 | 避難計画が定期的に点検されているか   | ○      |
| 4. 避難計画の実施状況 | 避難計画が実際に実施されているか    | ○      |
| 5. 避難計画の周知状況 | 避難計画が関係者へ周知されているか   | ○      |
| 6. 避難計画の点検記録 | 避難計画の点検記録が作成されているか  | ○      |

### 点検用マニュアル

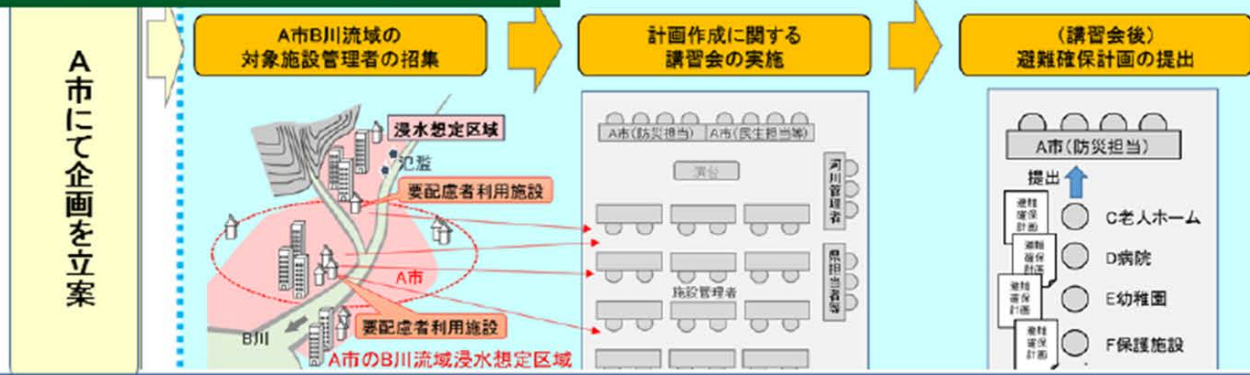
- 施設管理者
- 施設職員
- 有識者
- 国土交通省関係機関



### 事例集

## 効果的・効率的な計画作成に向けた「講習会プロジェクト」の展開

- 市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施。その後各施設の管理者に計画を提出してもらうことで、効果的・効率的な計画作成を推進。



**H29** 三重県津市において試行的に実施  
 講習会の企画調整・運営に係るマニュアルを作成

**H30** 全国12市町(※)で先行的取組として展開  
 ※北海道帯広市、青森県五所川原市、岩手県花巻市、秋田県能代市、秋田県由利本荘市、埼玉県川越市、新潟県新潟市、岐阜県安八町、和歌山県紀の川市、岡山県岡山市、香川県三豊市、宮崎県延岡市



## (4) 今後のスケジュール

# 今後のスケジュール（案）（令和2年度協議会開催まで）

令和元年5月31日 令和元年度協議会

...

緊急行動計画を踏まえた取組内容（実施方針）の変更、平成30年度の取組状況（フォローアップ）、令和元年度の取組確認 等

令和元年7月頃 令和元年度幹事会

...

未実施または取組の滞っている施策についてニーズを把握する。優先して解決策の検討を行うテーマを設定し、担当者会議にて協議を行う。

令和元年7月頃 担当者会議

令和元年10月頃 担当者会議

令和元年12月頃 担当者会議

幹事会で設定したテーマ別に役割分担やスケジュールについて合意形成を図る

（テーマ例）

- ・タイムライン
- ・防災教育の促進
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画
- ・排水計画
- ・水害対応版BCP

等

令和2年2月～4月 令和2年度幹事会

...

令和元年度の取組状況、令和2年度の取組確認、調整事項等

令和2年5月～6月 令和2年度協議会

...

令和元年度の取組状況、令和2年度の取組確認、調整事項等